

2019年1月21日
大阪市の国保をよくする実行委員会
代表 浅野 純一

国保改悪をもたらす「府内統一化」に反対し、国保料の大幅引き下げと減免制度の拡充などを求める緊急要望書

貴自治体におかれましては、日頃より住民福祉の増進のためにご尽力頂き、心より感謝申し上げます。

大阪府は、今年度から「府内統一化」を始めましたが、1月11日に発表した大阪市の「2019年度収納必要額（本算定）」は135,118円で、2018年度123,968円と保険料と比べて11,150円、9.0%増という衝撃的なものでした。1988年から2016年までの28年間で大阪市の国保加入者の所得に占める国保料負担の割合は8.1%から17.4%へと2倍以上になり、これ以上の負担はとても耐えられません。国と自治体は「加入者の所得は低いのに保険料が一番高い」という国保の構造的課題の解決に全力で取り組むべきです。

ところが大阪府は、「統一保険料率」「減免基準の統一」「法定外繰り入れの解消」を三本柱とする国保運営方針を策定し、6年後の完全統一をめざして市町村に号令をかけています。これに従えば、保険料の値上げのみならず、住民の要求でつくった国保料や一部負担金の減免などの制度はつぶされてしまいます。

国保法では「市町村は、都道府県国保運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする」（改正国保法82条の2の8）とされていますが、運営方針は「技術的助言」（地方自治法245条94の1）に過ぎず、自治体への強制力はありません。法律上は国保料と減免の決定権は市町村にあり、国も統一保険料率はあくまで「参考」で、法定外繰り入れは「自治体の判断」だと説明しています。

今年度、全国49%の自治体が、国保料の引き下げに踏み切りました。仙台市では、所得制限なしで国保に加入するすべての子どもの「均等割」を一律「3割減額」する制度を新設しています。一方、大阪市では国からの公費（27年度から約32億円、30年度から約10億円）を国保料の値下げに使わず、任意繰り入れ削減（昨年度143億円→今年度68億円）に使ったため、一人当たり保険料が917円・1.0%増（厚労省12/21発表）となりました。「府内統一化」に伴う賦課割合の変更で、特に多子世帯で保険料が値上がりしました。大阪市の国保会計では、累積赤字が昨年度45年ぶりに解消され、一般会計でも29年連続の黒字です。大阪市においても独自の判断で国保料の引き下げや減免制度の拡充が行えるはずですが、

国保料の引き上げにつながる「府内統一化」に反対し、貴自治体が保険者として主体的に住民の実情に沿った国保制度の拡充を行うよう強く求め、以下を要望します。

記

- 1、大阪府に「国保府内統一化」の中止を求めること。
- 2、貴自治体として任意繰り入れを増額し、国保料を払える水準に引き下げること。
- 3、低所得者や子育て世帯などへの保険料や一部負担金の減免制度を拡充すること。
- 4、国税徴収法の納税緩和制度を遵守し、滞納者の権利保護に努めること。
- 5、国庫負担を以前の医療費の45%に戻すよう国に強く求めること。